

## 2 第一期子ども・子育て支援事業計画の量の見込み、確保の方策と実績

	事業名	種別	単位	平成29年度				平成30年度				平成30年度 確保の実績 ／量の実績
				量の見込み	確保の方策	量の実績	確保の実績	量の見込み	確保の方策	量の実績	確保の実績	
1	教育・保育事業	1号	人／日	209	311	253	287	214	272	249	253	101.6
		2号	人／日	505	552	519	549	559	547	522	543	104.0
		3号 (1～2 歳児)	人／日	278	289	336	300	252	316	321	303	94.4
		3号 (0歳児)	人／日	113	116	108	115	126	108	109	110	100.9
2	一時預かり保育事業 (幼稚園型、その他)		人／日	120	120	102	102	120	120	138	138	100.0
3	一時預かり保育事業 (一般型)		人／年	1,650	1,650	938	938	1,300	1,300	1,626	1,626	100.0
4	延長保育事業		人／日	95	95	101	101	95	95	111	111	100.0
5	放課後児童健全育成事業		人／日	620	620	586	586	800	800	511	511	100.0
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人／年	2	2	0	0	2	2	0	0	
7	地域子育て支援拠点事業		人／日	120	120	55	55	120	120	36	36	100.0
8	病児保育事業		人／年	620	620	346	346	640	640	603	603	100.0
9	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート センター)		人／年	620	620	388	388	300	300	383	383	100.0
10	休日保育事業		人／年	60	60	398	398	60	60	378	378	100.0
11	利用者支援事業		人／年					350	350	296	296	100.0

### 3 湯沢市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日

番号	区分	氏名	備考
1	(1) 子育て中の保護者	三浦 真由美	子育て中の保護者
2	(2) 子育て支援者	柴田 節子	ファミリーサポートセンターの協力 会員
3		三浦 純子	
4	(3) 福祉・保健・教育関係者	三谷 克己	医師
5		高橋 みどり	民生・児童委員
6		藤原 璋治	民生・児童委員 任期 平成31年4月1日～令和元年11月30日
7		佐々木 コト	民生・児童委員 任期 令和元年12月1日～令和3年3月31日
8		岸 豊	認定こども園園長
9		中川 英明	認定こども園園長
10		菊子 恵美	認定こども園園長
11		菅 まつ子	社会福祉協議会理事
12	(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者	齊藤 斉	連合秋田横手湯沢地域協議会

## **4 湯沢市次世代育成支援対策地域協議会条例**

湯沢市次世代育成支援対策地域協議会条例

平成18年12月21日

条例第70号

改正 平成22年3月11日条例第2号

平成25年9月20日条例第34号

平成31年3月28日条例第9号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条の規定に基づき、湯沢市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 地域協議会は、地域における次世代育成支援対策の推進及び子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要となるべき措置について協議する。

(組織)

第3条 地域協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子育て中の保護者
- (2) 子育て支援者
- (3) 福祉・保健・教育関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の会議は市長が招集するものとする。

2 地域協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 地域協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 地域協議会の庶務は、福祉保健部子ども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年湯沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成22年3月11日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月20日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

第二期湯沢市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月策定

令和3年4月変更

発行者 湯沢市福祉保健部子ども未来課

〒012-8501

秋田県湯沢市佐竹町1番1号

T E L 0183-78-0166